2023年10月2日

吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第791条及び同法第801条並びに会社法施行規則第189条に定める書面）

大阪市浪速区難波中二丁目11番18号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長　上東　洋次郎

大阪市浪速区難波中二丁目11番18号
ＪＣＭシステムズ株式会社
代表取締役社長　中武　一男

日本金銭機械株式会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）及びＪＣＭシステムズ株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2023年7月25日付にて締結した吸収分割契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、ＪＣＭシステムズの遊技場向機器等の販売事業及び同社の完全子会社であるＪＣＭメイホウ株式会社株式の保有を含む同社事業活動の管理事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。本件吸収分割に関して、会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項について下記のとおりご報告申しあげます。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日

2023年10月1日

２．分割会社における会社法第784条の２、第785条、第787条、第789条の規定による手続の経過

(1)　本件吸収分割は、会社法第784条第１項の規定に該当し、且つ分割会社の株主は承継会社のみであるため、同法784条の２の規定に基づき分割会社に対して本件吸収分割の差止請求権を行使した株主はおりません。

(2)　本件吸収分割は、会社法第784条第１項の規定に該当し、且つ分割会社の株主は承継会社のみであるため、同法785条第２項第２号の規定により、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3)　分割会社は、会社法787条に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定に基づく手続きは実施しておりません。

(4)　分割会社は、会社法第789条の規定に基づき、本件吸収分割に異議があれば一定の期間内にこれを申し出るよう、2023年8月14日付の官報に公告し、また、知れている債権者に各別に催告を行いましたが、異議申述期限の2023年9月14日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収分割承継会社における会社法第796条の２、第797条、第799条の規定による手続の経過

(1)　本件吸収分割は、会社法第796条第２項の規定に該当することから、同法796条の２但書の規定に基づき、承継会社の株主は、同法796条の２の規定による差止請求権を有しておりません。

(2)　本件吸収分割は、会社法第796条第2項の規定に該当することから、同法797条第1項の規定に基づき、承継会社の株主は、同法797条の規定による株式買取請求権を有しておりません。

(3)　吸収分割承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、本件吸収分割に異議があれば一定の期間内にこれを申し出るよう、2023年8月14日付の官報及び同日付電子公告をもって公告しましたが、異議申述期限の2023年9月14日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である2023年10月1日をもって、吸収分割契約書の別紙に記載された分割会社の本事業に関する資産、負債及びその他の権利義務を承継いたしました。これにより承継した資産の額は692百万円（概算）であり、負債の額は16百万円（概算）となりました。

5．変更登記日

2023年10月3日を予定しております。

6．その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上